

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目 次

◇ 告 示

休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額
(職員厚生課)

年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正(〃)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

保険医療機関等の指定(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の役員の就退任(三件)(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

建築基準法による道路の位置の指定の取消し(建築課)

◇ 公 告

第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(商工指導課)

告 示

鳥取県告示第四百四十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)第二条第八項の規定に基づき、同項の休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のとおり定める。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

年 齢 階 層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額
二十歳未満	三、九六〇円	一三、二二九円
二十歳以上二十五歳未満	四、七三〇円	一三、二二九円
二十五歳以上三十歳未満	五、五四〇円	一三、七四八円
三十歳以上三十五歳未満	六、一五三円	一五、四〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七七円	一七、八五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、九一六円	一九、六七〇円

四十五歳以上五十歳未満	六、九三六円	二一、八四七円
五十歳以上五十五歳未満	六、三二七円	二二、七一五円
五十五歳以上六十歳未満	五、二九五円	二二、四一〇円
六十歳以上六十五歳未満	三、九六〇円	一八、〇七九円
六十五歳以上	三、九六〇円	二二、三二九円

附 則

この告示は、平成四年六月十八日から施行し、この告示の施行の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用する。

鳥取県告示第四百四十五号

平成二年十二月鳥取県告示第九百八十四号（年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表を次のように改める。

年 齢 階 層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額
二十歳未満	三、九六〇円	一一、三二九円

二十歳以上二十五歳未満	四、七三〇円	一一、三二九円
二十五歳以上三十歳未満	五、五四〇円	一一、七四八円
三十歳以上三十五歳未満	六、一五三円	一五、四〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七七円	一七、八五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、九一六円	一九、六七〇円
四十五歳以上五十歳未満	六、九三六円	二一、八四七円
五十歳以上五十五歳未満	六、三二七円	二二、七一五円
五十五歳以上六十歳未満	五、二九五円	二二、四一〇円
六十歳以上六十五歳未満	三、九六〇円	一八、〇七九円
六十五歳以上	三、九六〇円	二二、三二九円

附 則

1 この告示は、平成四年四月二十八日から施行する。

2 改正後の規定は、平成四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第四百四十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 田 昭 次

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記号等	類 別	表示された発 行所名
		題 名	号 数			
4441	雑誌その他 の刊行物	超淫乱ギザル写真集 素人女性告白編		なし	なし	アポ出版
4442	"	性愛		ISBN -06-2532 -B W32	J. T. S 出版	J. T. S 出版
4443	"	MIMOSA ミモザ		雑誌 -A W36	J. T. S 出版	J. T. S 出版
4444	"	純情主義		なし	北陽出版	北陽出版
4445	"	シテイプレス 投稿熱写ポニー	1月号増刊	雑誌コー プ04340 -1/15	株式会社東京三世	株式会社東京三世
4446	"	アクシヨソC CLUB	2月号	雑誌 01111 9-2	株式会社サン出版	株式会社サン出版
4447	"	セクシージャクシヨソ Big&Boin	2月号増刊	雑誌 05511 4-2	株式会社サン出版	株式会社サン出版
4448	"	オレソソ通信	5月号	雑誌コー プ0211 89-5	株式会社東京三世	株式会社東京三世
4449	"	シテイメイツ	5月号	雑誌コー プ0433 53-5	ビデオ出版	ビデオ出版
4450	"	スーパーギザルズ・ナウ	5月号	雑誌 1544 1-5	シムベール出版株 式会社	シムベール出版株 式会社
4451	"	ハービギザル HOLIC	5増刊号	なし	三共図書出版社	三共図書出版社

4452	"	COMICアトナーキ	5月号	雑誌コー プ138 67-5	光彩書房	光彩書房
4453	"	校内写生&フオビア	2	雑誌 5815 0-04	シムベール出版	シムベール出版
4454	"	青春アツツソソ倶楽部	2	雑誌 5141 2-17	松文館	松文館
4455	"	性愛伝説 1		雑誌 5061 5-19	スタジオ・ソツゾ	スタジオ・ソツゾ
4456	"	桃子のフリフリ学園		雑誌 5541 1-42	東京三世社	東京三世社
4457	"	USSグレイブA		雑誌 5541 1-55	東京三世社	東京三世社
4458	"	COMIC Beat	5月号	雑誌コー プ138 95-5	株式会社東京三世	株式会社東京三世
4459	"	あのコにお願い!		なし	フランス書院	フランス書院
4460	"	最初がカンゾソ...		なし	フランス書院	フランス書院
4461	"	真夜中のクロール		なし	フランス書院	フランス書院
4462	"	エツチでハッピーピソソ		雑誌 5041 9-69	リイド社	リイド社
4463	"	気になるお隣りさん		雑誌 5881 1-08	ワニマガジソソ社	ワニマガジソソ社
4464	"	ビデオテー プ	裂け湿っていたいの	KD-0 04	キツポソソコーポレー シヨソソ	キツポソソコーポレー シヨソソ

(注) 指定番号欄の○印は、少年少女向けコミック本を示す。

鳥取県告示第四百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大谷整形外科医院	鳥取市正蓮寺四二一	平成四年四月十五日
福羅医院	倉吉市山根五三二	"
長谷歯科医院	○八頭郡智頭町大字智頭一八六	"
鳥取駅コクミン薬局	鳥取市東品治町一一一一	"
多名部歯科クニニック	鳥取市永楽温泉町一六〇	平成四年四月十八日
大覚寺クリニック	鳥取市吉成二〇六一	平成四年四月二十六日
有限会社津ノ井薬局	鳥取市津ノ井二五七一〇	"
佐々木整形外科医院	鳥取市岩倉四五二一三〇	平成四年四月一日

安田薬局

米子市大篠津町五五一

平成四年四月十五日

吉水医院

東伯郡三朝町大字本泉四一九

"

鳥取県告示第四百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇七	平成四年三月十六日
中下医院	米子市河崎五六六一二	平成四年四月一日
いなむら歯科	西伯郡淀江町大字淀江六八一 一六	"
山田薬局	倉吉市福庭四三一	"
小川歯科医院	東伯郡関金町大字関金宿二四 六一	平成四年四月八日

鳥取県告示第四百四十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
北野 雅之	鳥国医第四、四六四号	平成四年三月三十日
小林 知子	鳥国薬第八〇二号	平成四年三月二十七日

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 長柄 正一 倉吉市谷二七九
 - “ 桑本利雄 倉吉市鋤一三七
 - “ 田中希弘 倉吉市鋤一五〇
 - “ 松井裕巳 倉吉市別所三〇四
 - “ 伊垢離 禮正 倉吉市別所三四八
 - “ 伊垢離 鉄夫 倉吉市別所三一八
 - “ 三好岩男 倉吉市別所四九五
 - “ 石田幸人 倉吉市別所二九一
 - “ 安田延臣 倉吉市尾原三〇九
 - “ 岡本正夫 倉吉市尾原八五
 - “ 山根幸男 倉吉市北面一七一
 - “ 井谷充亘 倉吉市北面九四
 - “ 仲本望助 倉吉市谷二九四一
 - “ 宮川孝信 倉吉市津原一九五
 - 監事 田中 満 倉吉市谷一六四一
 - “ 山崎良延 倉吉市尾原六三四一三
- 平成四年三月十五日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 長柄 正一 倉吉市谷二七九
- “ 桑本利雄 倉吉市鋤一三七
- “ 田中希弘 倉吉市鋤一五〇
- “ 松井裕巳 倉吉市別所三〇四

" 伊垢離 禮 正 倉吉市別所三四八
 " 伊垢離 鉄 夫 倉吉市別所三一八
 " 三好 岩 男 倉吉市別所四九五
 " 石田 幸 人 倉吉市別所二九一
 " 安田 延 臣 倉吉市尾原三〇九
 " 岡本 正 夫 倉吉市尾原八五
 " 山根 幸 男 倉吉市北面一七一
 " 井谷 充 亘 倉吉市北面九四
 " 仲本 望 助 倉吉市谷二九四一
 " 宮川 孝 信 倉吉市津原一九五
 監事 田 中 満 倉吉市谷一六四一
 " 山崎 良 延 倉吉市尾原六三四一三
 平成四年三月二十八日就任 任期四年

鳥取県告示第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 石賀 稔 倉吉市下大江一七四一
 " 中野 通 倉吉市東鴨二八二
 " 蓑原 峯 三 倉吉市大宮一六三
 " 宮本 佳 晴 倉吉市下大江一七六一
 " 蔵 増 昭 和 倉吉市広瀬一四一
 " 高橋 希 昭 倉吉市長坂町四七〇
 " 熊田 寿 昭 倉吉市広瀬六五四
 " 林 義 光 倉吉市岩倉一七七
 " 早田 康 夫 倉吉市大宮一七一
 " 林 勲 倉吉市岩倉二六七
 監事 堀 春 雄 倉吉市東鴨五二
 " 山本 厚 倉吉市長坂町五三六
 平成四年三月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 石賀 稔 倉吉市下大江一七四一
 " 中野 通 倉吉市東鴨二八二
 " 堀 春 雄 倉吉市東鴨五二
 " 宮本 佳 晴 倉吉市下大江一七六一
 " 林 義 光 倉吉市岩倉一七七
 " 早田 康 夫 倉吉市大宮一七一
 " 田中 登 貴 夫 倉吉市大宮一〇三一
 " 石賀 勇 倉吉市長坂町四九二
 " 山本 厚 倉吉市長坂町五三六

“ 立 光 孝 倉吉市広瀬六一一
 監 事 山 田 芳 則 倉吉市広瀬八七二
 “ 林 勲 倉吉市岩倉二六七

平成四年三月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理 事 南 場 喜一郎 東伯郡大栄町大字六尾三三六
 “ 市 田 弘 文 東伯郡大栄町大字瀬戸三九三
 “ 穂 山 征 隆 東伯郡大栄町大字西園一一五一
 “ 金 山 正 夫 東伯郡大栄町大字東園三六三
 “ 田 熊 昭 光 東伯郡大栄町大字東園三三八一六
 “ 篠 原 義 信 東伯郡大栄町大字西園一〇一五
 “ 岡 崎 勲 東伯郡大栄町大字六尾一七四
 “ 川 本 信 幸 東伯郡大栄町大字原八三〇
 “ 上 田 正 男 東伯郡大栄町大字原八一四

“ 山 辺 美 徳 東伯郡大栄町大字瀬戸五六九
 平成四年四月七日退任

就任した役員の名及び住所

理 事 南 場 喜一郎 東伯郡大栄町大字六尾三三六
 “ 市 田 弘 文 東伯郡大栄町大字瀬戸三九三
 “ 穂 山 征 隆 東伯郡大栄町大字西園一一五一
 “ 金 山 正 夫 東伯郡大栄町大字東園三六三
 “ 田 熊 宗 政 東伯郡大栄町大字東園三六八一二
 “ 浅 田 幸 則 東伯郡大栄町大字西園一〇五八
 “ 岡 崎 勲 東伯郡大栄町大字六尾一七四
 “ 川 本 信 竹 東伯郡大栄町大字原八三〇
 監 事 山 辺 美 徳 東伯郡大栄町大字瀬戸五六九
 “ 上 田 正 男 東伯郡大栄町大字原八一四

平成四年四月八日就任 任期四年

鳥取県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を平成四年四月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 八頭郡家町大字姫路字川下モノ一 七一四の二六・七一四の二七・七一四の一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七一四の九九

二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年六月二十四日 鳥取県指令受倉土維十第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字八橋字頭無シ及び字樋掛リ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字八橋二一一

株式会社トーハクイン

代表取締役

鳥取県告示第四百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による次の道路の位置の指定を平成四年四月十四日取り消したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九条第二項の規定により告示する。

平成四年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定告示の年月日及び番号	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
昭和三十五年六月三日第一 百六十八号	米子市河崎字大水落沖 三三〇九の八、三三一 二の二及び三三一五の 八の各一部	幅員 四メートル 延長 三八五メートル

公 告

第2種大規模小売店舗の出店調整処理状況

平成3年度第4四半期（1月～3月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成4年4月28日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 平成3年度第4四半期内に出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

(1) 平成4年1月1日から同月30日までの処理期間別件数

処理期間	6月以内のもの	6月を超え12月以内のもの	12月を超え14月以内のもの	14月を超え16月以内のもの	16月を超え18月以内のもの	合 計
件 数	0	0	0	0	0	0

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 出店表明の日から事前説明終了の日まで
- 2 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第

3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から事前商業活動調整協議会（以下「事前商調協」という。）の審議等が終了した日まで

- 3 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による届告を行った日（届告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

(2) 平成4年1月31日から同年3月31日までの出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合 計
件 数	0	0	2	0	2

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 法3条等届出がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法5条等届出がされた日から法第7条第1項の規定による届告を行った日（届告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで
- 2 出店調整の処理状況別件数
- (1) 平成4年1月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	出店表明以後事前説明終了以前のもの	事前説明終了以後法3条出前のもの	法3条等届出以後事前協議等終了以前のもの	事前協議終了以後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後のもの	合 計
件 数	0	0	0	3	0	3

(2) 平成 4 年 3 月 31 日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以前のもの	地元説明終了以後法5条出前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会の意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	合 計
件 数	2	2	0	0	0	4

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む。)】